

| | |
|------|-------------|
| 文書名 | 認定業務規程別表 5 |
| 管理番号 | B 0 5 - 0 3 |
| 承認日 | 2017年1月31日 |

別表 5 緊急確認調査手数料の額及び徴収方法（第10条第4項関係）

1. 緊急確認調査手数料

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき21,600円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の緊急確認調査につき32,400円

小分け業者

1 件の緊急確認調査につき21,600円

※上記の緊急確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 緊急確認調査手数料の按分について

緊急確認調査は認定事業者が認定事項の変更をしたことを知ったとき、もしくは第三者からの情報提供その他の方法により認定事業者が認定の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときに緊急に行われるものであるが、緊急確認調査の結果あきらかに認定の技術的基準に適合しないことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を認定事業者が負担するものとする。緊急確認調査の結果あきらかに認定の技術的基準に適合していたことが判明した場合はそれに要した緊急確認調査手数料は全額を本会が負担するものとする。そのどちらでもなかった場合は緊急確認調査後に本会と認定事業者との間で協議して按分を決定するものとする。

3. 緊急確認調査手数料の徴収方法

緊急確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認定機関から認定事業者に届いてから 10 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

附則

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2014年2月11日改定。同年4月1日より発効
3. 2017年1月31日改定